

「事務の共同実施だより」

しろいし

平成 22 年 3 月 19 日
第 12 号
白石町学校運営支援室

平成 21 年度 第 2 回共同実施協議会開催される！

H22.2.25

白石町「事務の共同実施」が、スタートして
2 年が経過しようとしています。

21 年度の活動を振り返り、次年度への取組などを
協議するため、町教育長・小中学校長・教頭会代表・
教育委員会事務局・小中学校事務職員出席のもと、
新庁舎会議室において「学校事務共同実施協議会」が
開催されました。



まず、学校運営支援室長より、12 月 25 日の町教育研究会委嘱発表を終えたことでの町内事務
職員の結束力の高まりと成長について報告がありました。

次に本年度の業務報告・反省及び次年度の課題などが提案されました。内容としては、教育委
員会との連携、ブログや広報誌での情報発信などを行い、白石町の共同実施が大きく飛躍した一
年であったとの報告がありました。

特に「学校施設巡回視察訪問（8 月）」は、次年度の予算要求の重要な資料となっています。
これは県内でも特筆すべき活動です。

また今年度は、教育委員会の尽力により、パソコンや電子黒板などの ICT 関連の備品が充実し
ました。今後は、子供たちの教育力向上のために有効な活用について研究・研修が課題です。

事前に行った町内管理職へのアンケート結果によると、「組織化ができて協働性がある」「今
後も新たな目標、課題に向けて頑張してほしい」「職員室と事務室の橋渡しをするのも管理職の
仕事と考える」などの貴重な意見を頂きました。



来年度は、「学校預り金の支援」や「ファ
イリング」の研究をすすめるとともに諸手当
の認定権限移譲に伴う能力アップを図るこ
を旨とします。

最後に拠点校校長より講評があり、本年度の
実践と成果を評価されると同時に、「学校運営
に積極的に関わってほしい」などの次年度への
期待を託され、盛会のうちに終了しました。



緊プロ・カット4%⇒3.5%

昨年の12月県議会において「行財政改革緊急プログラム」による
給与削減率が 現行4% ⇒ 3.5%に 改定されました。

この改定は、一般職対象で管理職は、現行（5%）のままです。
平成22年4月からの適用です。

通勤手当・扶養手当・住居手当

届出をしないと手当は受けられません!!

年度末を迎え、定期異動の時期も間近となりました。異動に伴って、必ず提出しなければならないものに「通勤届」があります。

通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が2km以上の交通用具利用者に対して支給されます。

支給を受けるためには、「通勤届」に通勤距離・時間・通勤経路を記入して任命権者に届出ることが義務付けられています。

また、「扶養手当」は、被扶養者が離職したり、就職したりして扶養親族が異動した場合には、任命権者に「届出」をするように義務付けられています。

このように受給者には届出義務があり、その「届出」によって手当の受給権利が発生します。上記の「届出」が遅れることにより不利益を被る場合もあります。

年度末にかけて「届出」が必要になる先生方は、まず所属の事務担当者にお知らせください。

年度末の備品の確認と整理について

今年度も残りわずかとなってきました。卒業式も終わり、いよいよ春休みですね。まだまだお忙しい毎日を過ごされていることと思います。……が、子どもたちが学校に来ない春休みを利用して、是非、教材などの備品の確認をお願いします。

この一年間、使用した備品は、元の場所に戻っているでしょうか？

教室の掃除の時に、「あっ、大型そろばんが、水書板がこんな所に…」なあってことはありませんか？ 壊れているものは、なかったでしょうか？ この機会を利用して、是非、整理整頓をお願いします。整理の方法は、各校で指示が出されると思います。

平成22年度がスムーズにスタートできるように、そして、備品の有効活用ができるように、ご協力をお願いします。

★共同実施だより『しろいし』は、Webでもご覧になれます。

<http://shiroishijimu.blog17.fc2.com/>



たくさんのアクセスお待ちしております！

携帯でもご覧になれます。
バーコードリーダー機能を使って読み込んで下さい。

